

会員規則

- 1条(名称) この会は、「スペースゆう」ともこの会と称する。ゆうとは、YOU・優・友・遊・悠・勇を意味し、ともとは、友と共を意味する。
- 2条(目的) この会は、「スペースゆう」を母体とし、「癒しの場」でありたいと考え、市民各人と、各種団体との連携を促進し、各位の「資質向上・交流図る場」を提供し、自由空間としての「自己実現の場」を設け、心と心の触れ合う「地域住民の憩いの場」になることにより、商店街の活性化を促すものとする。性別・年齢・障がいの有無・宗教・政治信条は問わないし、また、持ち込まないこととする。運営は会員相互があたり、協議により意思決定し協働を旨とする。
- 3条(会員) この会は個人・団体・賛助会員、サポーターをもって構成する。会員は「スペースゆう」の出資・管理・運営の責を負う。その為、月1日分当番・年1回イベント又は会合開催(個人)年に1月分4日当番・年4回イベント又は研修会・講演会等の開催(団体)を義務とする。その際の使用料(ワンフロア分)は無料、当番時は飲み物代・パソコン使用料不要。サポーターは、会費は免除されるが運営補助を行い、近い将来会員移行を目指す。
- 4条(会費) 会費は1ヶ月一口500円、年4回までの分割の場合は一口年5,000円とする。総会にて会員の承認を得れば、会費に替えて労力・技能・現物で納めることができる。
- 5条(構成) 代表1名(芳之内)、副代表2名(中嶋)、事務局長1名(松本)、会計1名(門田)、監査1名(山中税理士)をおくものとする。任期は2年とし、再任は妨げない。
- 6条(総会) この会は、年1回総会を開催するものとする。総会は会員の2/3をもって成立する。役員並びに会員の要請により臨時総会を開催できる。
- 7条(事業年度) この会の事業年度は年1期とし、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 8条(事務局) この会は、宇和島市中央町2丁目5-18「スペースゆう」に事務局をおく。
- 9条(発足) この会は2011年5月28日をもって発足する。
- 10条(規則改訂) 2012年2月19日 会則一部改訂